

## 中立的な第三者を交えた協議の場について（県試案）

### 1 設置趣旨

R D最終処分場問題の対策案について、中立的な第三者の力を借りて、周辺自治会と県との話し合いを進めるために、「中立的な第三者を交えた協議の場」（以下「協議の場」という。）を設ける。

### 2 協議の前提

「協議の場」において話し合いを行い、合意を目指す対策工（案）は、産廃特措法による国の支援が受けられる効果的で合理的な対策案であること。

県は、「協議の場」において合意した対策工（案）の実施について、最大限の努力を行う。

### 3 協議の進め方

「協議の場」の設置のあたり、準備会を設置する。

#### 準備会

（設置趣旨）準備会は、「協議の場」の設置や円滑な協議運営を図るために必要な検討を行う場とする。

（構成）予め、周辺自治会長と県等を構成メンバーとする「世話人会」を設置し、準備会を立ち上げるための必要事項を検討する。

（事務局）県

（中心議題）① 「協議の場」における関係者や協議事項の特定

② 対立点の整理

住民側の主張と県の主張を確認、科学的評価の確認  
課題（対立点）の整理等

③ 「協議の場」委員の選任と招集

#### 協議の場

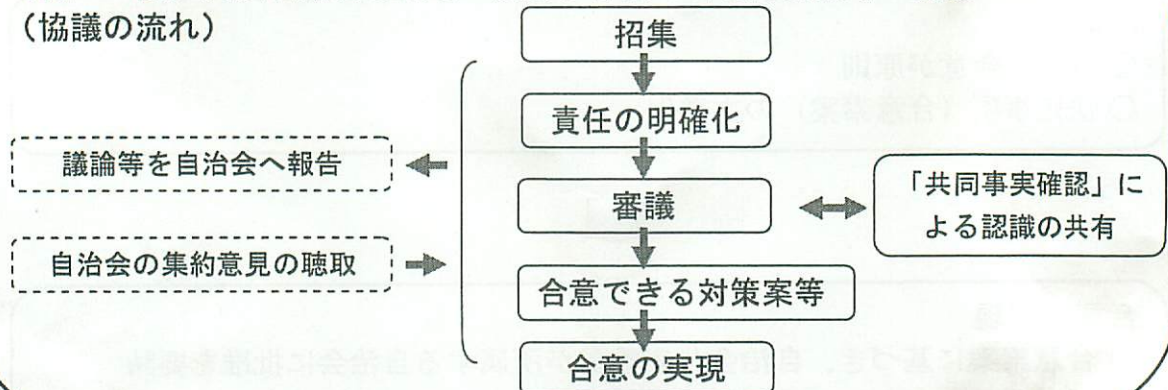
（設置趣旨）R D問題を解決するための対策案について、中立的第三者の会議進行のもと、双方が科学的で、的確かつ円滑な協議を進める。

（構成）準備会が招集した者

（事務局）県

（役割）周辺自治会と県との双方が合意できる対策案等の協議

（協議の流れ）



県は、「協議の場」の合意内容を最大限尊重して対策工に反映

#### 4 協議の場の「協議の流れ」について

##### 招集

- 設置目的の確認
- 進行役選任についての委員の合意
- 円滑な協議のための運営委員会の設置
- 規約、議題、スケジュール、傍聴のルール等の設定



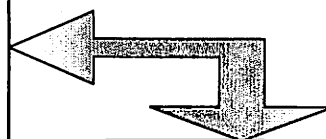
##### 責任の明確化

- 委員等の責任や役割を明確化して委員間で共有



##### 審議

- 住民代表の主張（委員以外でも可）
- 県の主張（委員以外でも可）
- 専門部会（学識者）の見解
- 共同事実確認事項の整理



##### 共同事実確認

- 科学的評価の確認
- 科学的予見の確認
- 意見を求める学識経験者等の人選は、委員双方の合意が必要
- 科学的に解決すべき課題の整理
- 科学的課題の調査検討は、原則として学識経験者等が行う。

##### 自治会への報告、意見聴取

- 「協議の場」の議事等は、自治会代表委員の判断で、必要に応じて所属する自治会へ報告し、自治会の意見を集約



##### 決定

- 双方の合意が原則
- 決定事項（合意素案）の文書化



##### 合意の実現

- 合意素案に基づき、自治会代表委員が所属する自治会に批准を要請
- 批准要請にあたっては、進行役が支援
- 県は、合意内容を尊重して対策工に反映

## 5 協議の場のイメージ

